

諏訪市行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例及び諏訪市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 16 日

諏訪市長

金子 ゆかり

## 諏訪市条例第 22 号

諏訪市行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例及び諏訪市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

(諏訪市行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例の一部改正)

第 1 条 諏訪市行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例（平成 19 年諏訪市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 4 項中「いう。）」の次に「、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 19 条の 15 の 2 第 1 項に規定する特定在留カードをいう。）又は特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）第 16 条の 2 第 1 項に規定する特定特別永住者証明書をいう。））」を加える。

(諏訪市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正)

第 2 条 諏訪市印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和 50 年諏訪市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 1 号中「住民票の備考欄」を「住民基本台帳」に改める。

第 9 条第 3 項中「個人番号カード（）」を「個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 19 条の 15 の 2 第 1 項に規定する特定在留カード若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）第 16 条の 2 第 1 項に規定する特定特別永住者証明書（これらのうち、）」に改め、「個人番号カード用利用者証明用電子証明書が」の次に「同条第 7 項（同法第 22 条の 3 第 2 項において読み替え準用する場合を含む。）の規定により」を加え、「第 12 条の 2 第 4 項第 2 号ロ」を「第 12 条の 2 第 4 項第 3 号ロ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。